

写

財 第 9 2 号
平成28年10月14日

各 局 長 }
企 業 庁 長 } 殿

総 務 局 長

平成29年度当初予算の編成について（依命通知）

平成29年度当初予算は、次の方針により編成することとしましたので、予算見積書を調製し、期日までに提出されるよう財務規則第3条の規定に基づき命により通知します。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴所属の関係所属長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

問合せ先
財政課予算編成グループ 龍
内線 2263

第1 本県の財政状況

本県では、これまで中期的な展望のもとに財政健全化に向けた取組みを進めてきたことにより、県債残高の減少を前倒しで達成するなど一定の成果を上げることができました。しかしながら、財政需要に比して不十分な歳入や、義務的経費の比率が高いことによる硬直化した歳出といった根本的な課題の解決には至っていません。

(28年度の財政状況)

こうした中、平成28年度は、当該年度中の歳入だけでは歳出を賅えず、27年度の県税や地方譲与税の増収などにより670億円の財源を確保し、ようやく収支を均衡させてスタートしました。

今後を見通しますと、県税収入については、これまでの税収動向を踏まえると、現時点では予算計上した額を確保できるか微妙な状況です。また、年明けからの円高や株価の下落、海外経済の不安定な情勢など、更なる税収の下振れ懸念もあり、ここ数年の増収基調は変わりつつあることから、今後の税収動向を注視していく必要があります。加えて、歳出面でも、年度後半の国の経済対策に呼応した地方負担などの追加財政需要に対応する必要がありますので、引き続き慎重な財政運営を行っていかねばなりません。

(29年度の財政見通し)

次に、平成29年度の財政見通しですが、歳入面では、臨時財政対策債を含めた地方交付税について、社会保障関係費の増加などを勘案し、増額を見込んでいます。しかしながら、県税収入については、県費負担教職員制度の見直しに伴う個人県民税の税源移譲を除いた実質ベースにおいて、税制改正の影響などにより、28年度当初予算と比べ、減収が見込まれます。また、今年度の税収動向を踏まえると、28年度のような前年度からの臨時的な財源は見込めないことから、歳入全体としては減額となる見通しです。

一方、歳出面では、県費負担教職員制度の見直しにより、人件費は大幅に減少しますが、それに伴う税源移譲等により歳入も減少するため、財政状況の好転には至りません。また、急速な高齢化などに伴い確実に増加が見込まれる介護・医療・児童関係費に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応や公共施設の更新などに多額の費用が生じることが見込まれます。さらに、本県を取り巻く政策課題に対応するための施策・事業に要する財源を確保する必要があります。

(まとめ)

以上のことから、平成29年度は、現段階で概ね650億円の財源不足が見込まれています。ここ数年は、年度内の県税収入の増で翌年度の財源不足を賄ってきましたが、これまでの増収基調が変化しつつあり、今年度中の税収増は期待できないことから、本県財政は、例年以上に厳しい状況にあると言わざるを得ません。

したがって、全庁一丸となって、更なる歳入の確保と徹底した歳出の抑制に取り組んでいく必要があります。

第2 予算編成方針

このような厳しい財政状況の下にあっても、「かながわグランドデザイン 第2期実施計画」に掲げるプロジェクトを着実に推進し、「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するとともに、県政が直面する諸課題、特に県民生活に深く関わる喫緊の課題に対しては、的確に、かつ、スピード感を持って対応していかなければなりません。

そのためには、聖域を設けることなく、あらゆる施策・事業について、これまでの成果を踏まえ、廃止や休止を含めた見直しを行い、真に必要な施策・事業の財源を確保するスクラップ・アンド・ビルド方式を徹底するとともに、様々な工夫をして、必要最小限の費用で事業を構築することが不可欠です。

また、施策・事業の構築に当たっては、県内の経済のエンジンを回し、収入増を図るといった視点や、将来の県の支出を抑制するために、今必要なことに取り組むといった視点を持つことも重要です。

こうしたことを踏まえ、各局においては、これまでの施策・事業における成果や課題を徹底的に検証し、事業の必要性、内容を精査するとともに、優先順位の見極めと主体的な事業見直しを行い、より優先度の高い事業等へ財源を重点的に配分していくこととします。

また、予算編成期間中に示される決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘や提言などを踏まえ、必要な対応を図ることとします。

以上のような基本認識のもと、平成29年度当初予算を編成しますので、予算要求に当たっては、各局長は、次の9つの視点を徹底し、第3に示す「予算見積りの基準」に基づいて、年間を通じた見積りを行ってください。

- 1 限られた財源を有効に活用するため、これまで以上にスクラップ・アンド・ビルド方式を徹底するとともに、事業の優先順位を見極めること。

また、毎年度多額の決算不用額が生じている状況も踏まえ、すべての事業について、真に必要な事業費を見積ること。

- 2 政策レビューの対象事業については、「平成28年度政策レビューの結果について（平成28年9月27日付け政策局長通知）」等及び「政策レビューに係る課題の解決について（平成28年10月14日付け財政課長通知）」において示された課題を解決するとともに、事業内容を精査し、経費を最大限節減した上で要求すること。
- 3 「行政改革大綱」において、地方公会計を徹底的に活用することとしているが、29年度から本格導入することも踏まえ、公会計事業単位でアウトカム（成果）に関する具体的な目標が適切に設定されているか改めて点検するとともに、その実現のために必要となるアウトプット（結果）を明確化し、事業の構築・見直しを行うこと。
- 4 施設等の整備については、後年度負担を見通した上で、その必要性を十分精査するとともに、建設コストが高い水準で推移していることを踏まえ、事業の実施手法や時期について改めて検討すること。
特に公共施設の老朽化対策については、今後多額の費用が生じることが見込まれることから、施設再編等による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。
- 5 政策の立案や実施に当たっては、職員自らが現場の状況を熟知することが重要であることから、実態把握や課題整理などの業務の委託を検討する場合にあっては、その目的や内容に照らして、必要性や効果を十分に見極めることとし、安易に委託することは厳に慎むこと。
- 6 要求限度額については、あらかじめ抑制した上で設定しているが、個々の事業を一律に削減するのではなく、事業の目的、成果及び投資効果に着目して見直すとともに、社会経済情勢や県民ニーズ等を踏まえ、真に必要な施策・事業には財源を重点的に配分すること。
- 7 国の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算編成に反映すること。特に、「社会保障制度改革」については情報収集に努め、将来に過度な負担が生じない制度構築を行うよう関係省庁に働きかけること。
- 8 国から地方への事務・権限の移譲等、国・県・市町村間の負担の変更を伴う制度改正などについては、市町村との情報共有に努め、施策や財政負担のあり方を含めて、改めてゼロベースの視点で対応すること。

また、見直しに当たっては市町村と十分な調整を図り、理解を得ること。

- 9 厳しい財政状況を踏まえ、国庫補助事業については、これまで以上に情報収集に努め、極力国庫補助を活用できるよう関係省庁等と折衝するとともに、事業費確保を働きかけること。特に地方創生に係る交付金は積極的に活用すること。

また、民間資金等の確保についても、クラウドファンディングなどの様々な手法も活用し、積極的に取り組むこと。

なお、全庁的な調整を行う必要がある政策課題や、予算要求後の社会経済情勢の変化等に対応して新たに方向性の調整が必要な事項及び別に指示する事項については、編成過程を通じ適宜調整します。

第3 予算見積りの基準

既に平成29年度の各事業費の所要額を把握していますが、予算編成基準に定める要求分析区分ごとに、要求枠又は要求限度額を提示しますので、各局は、その範囲内で予算を見積ってください。

なお、細部については、別途通知する「平成29年度当初予算見積りの取扱いについて（財政課長通知）」及び「平成29年度予算編成基準」を参照してください。

特別会計及び企業会計の予算見積りに当たっては、一般会計に準じて措置し、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の徹底に努めてください。